

## 近江八幡市議会会議規則の一部を改正する規則

近江八幡市議会会議規則(平成22年近江八幡市議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第91条第1項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第139条第1項中「、請願者の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)を記載し、請願者が」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「請願を」を「前2項の請願を」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の場合において、請願者が法人であるときは、当該法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

## 付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

## 提案理由

全国市議会議長会における標準市議会会議規則の一部改正に伴い、本会議及び委員会における欠席事由等の明文化を行うこと、並びに、デジタル化政策の一環として、これまで行政手続等において求めてきた押印について、原則としてその廃止を広く推進している政府の方針を踏まえ、所要の改正を行いたく、本議案を提出するものである。